

3. 住所未登録者リストについて

団体番号

現存団体名 ※合併があった場合、現在の団体番号、団体名を表示

住所未登録者リスト（見本）

あるいは「未裁定者」

最終所属団体
※その方が資格喪失（退職）した
当時の団体番号、団体名です

0-00-910 千代田農業協同組合（未請求者）

No.	組合員番号	漢字氏名	カナ氏名	生年月日	性別	最終所属団体				
						取得年月日	喪失年月日	団体番号	団体名カナ	団体名 漢字
01	0009080010		ネキン ケウ	270402	男	500401	570401	0-00-908	チカダ ノキョウ	内神田農業協同組合
02	0009090100	年金花子	ネキン ハナコ	310502	女	540401	560401	0-00-909	チカダ ノキョウ	外神田農業協同組合
03	0009100200	年金次郎	ネキン ジロウ	310709	男	580201	590301	0-00-910	チカダ ノキョウ	千代田農業協同組合

女性の場合、苗字が変わると住基ネットでは該当せず住所未登録になる方が多い。

漢字氏名がない場合、基礎年金番号が未登録の方が多い。住所登録の際に基礎年金番号の分かる書類の添付が必要です。

取得年月日を見て、「同期の誰々さんが所在をご存じないか」などの方法で調査をお願いします。

①農林年金が保有する個人データベースにおいて住所の掲載がない者について「住所未登録者リスト」に掲載しています。

②具体的抽出基準

- A. 昭和 17 年 4 月 2 日以降生まれの者で住所収録がないこと
B. 1 年以上の農林年金組合員期間があり団体退職時に退職一時金を受領していないこと

③リストの種類（生年月日で区分した2種類のリストがあります。8 月と 10 月以降にそれぞれ送付します。）

【未請求者リスト】

S.17.4.2 ～ S.30.4.1 生まれの給付請求書未提出の住所未登録者	約 5,734 人	計 8,228 人 8 月 17 日（水）から送付 （毎週水曜日）
S.30.4.2 ～ S.31.4.1 生まれで平成 29 年度年金支給開始となる住所未登録者	約 1,041 人	
S.31.4.2 ～ S.32.4.1 生まれで平成 30 年度年金支給開始となる住所未登録者	約 1,453 人	

【未裁定者リスト】

S.32.4.2 ～ S.61.4.1 生まれで平成 31 年度以降制度完了手当金支給となる住所未登録者 約 32,780 人

10 月以降送付します

④調査対象外

- A. すでに年金を受給している方
B. 昭和 17 年 4 月 1 日以前生まれの給付請求書未提出者（給付請求書受付窓口が日本年金機構のため今回の調査対象外としています。日本年金機構と協議予定。）

《この件に関するお問い合わせ先》

農林年金 管理徴収課 ☎ 03-6811-0550

住所未登録者の調査マニュアル

1. 農林年金における個人住所収録の経過と現状（なぜ住所未登録者がいるのか？）

① 制度発足時（S34.1.1）～基礎年金番号制度開始前（H8.12.31）まで

所属団体より資格取得届を提出いただき組合員番号を付番すると共に①氏名、②生年月日、③性別の 3 情報を登録。しかし住所情報は保持していませんでした。
（ただし、組合員が退職し農林年金に給付請求書を提出した際住所等を登録→年金者の住所情報は保持）

② 基礎年金番号を導入後（H9.1.1）～厚生年金統合前（H14.3.31）まで

平成 9 年 1 月、公的年金制度は共通の基礎年金番号を導入し住所収録を開始しました。農林年金においても、個人データベースに住所を収録するとともに変更管理を開始しました。

※当初、農林年金の個人データベースに基礎年金番号が登録されたのは平成 9 年 1 月時点で在職中の方のみで、平成 8 年 12 月以前に退職された方は未登録でした。
なお、その後、厚生年金に加入あるいは喪失（退職）すると日本年金機構から基礎年金番号と共に住所情報が農林年金に提供され、個人データベースに登録されています。

③ 厚生年金との統合（H14.4.1）～現在

平成 14 年 4 月、農林年金は厚生年金と統合し、農林漁業団体は被保険者（職員）の資格取得・喪失（職員の採用・退職）の届出は厚生年金（年金事務所）に行うこととされ、農林年金は日本年金機構を通じてしか住所情報を収録できなくなりました。
（ただし平成 14 年 4 月～ 15 年 3 月の 1 年間は、農林年金が厚生年金（年金事務所）の事務を代行しました。）

※統合に伴い農林年金が保有していた資格記録は日本年金機構に移管しましたが、その際平成 8 年 12 月以前に退職された方については基礎年金番号が登録されていないため「仮番号」を付番し移管しました。その後日本年金機構側で住基ネット情報などから本人特定できた方は正式な基礎年金番号が農林年金へ情報提供されていますが、一部の方については「仮番号」のままとなっています。住所未登録者の大方がこの「仮番号」状態の方です。（日本年金機構側データベースには基礎年金番号が登録されている可能性があります、「仮番号」と正しい基礎年金番号がひもづけられておらず、農林年金への情報提供がないため農林年金側では「仮番号」のままとなっています。）
※また、厚生年金（年金事務所）の事務代行終了後の平成 15 年 4 月以後に農林漁業団体を退職した者のうちの一部の者（転居した方や苗字が変わった方）について住所未登録となっている場合があります。

④ ねんきん定期便による厚生年金被保険者記録の確認

平成 21 年（2009 年）から日本年金機構は「ねんきん定期便」を開始し、「年金加入記録回答票」による厚生年金被保険者記録の確認を実施していますが、「ねんきん定期便」で過去の農林年金期間の表示が漏れているにも関わらず本人が気づかず回答していない場合、日本年金機構から農林年金へ基礎年金番号や住所情報の提供が行われず（「仮番号」状態が解消されず）、農林年金から特例年金の請求案内をすることができない状態となっています。

2. 住所未登録者調査の方法

1 都道府県 農林年金制度完了組織対策協議会（JA中央会等に事務局あり）による調査

時 期	内 容	No
平成 28 年 6 月	農林年金 → 制度完了組織対策協議会（県内団体住所未登録者リスト提供） ※ 平成 28 年 8 月 17 日（水）～ホームページで更新データ掲載予定（月 1 回更新）	③
平成 28 年 7 月	団体に対し住所未登録者調査への周知・協力要請	
平成 28 年 8 月～	「住所未登録者の情報提供に係る同意書」未提出団体への提出促進 団体や住所未登録者関係者への働きかけ	
	以下、団体における調査に準じて住所未登録者照会。解散団体の住所未登録者調査	④
	対策員 → 住所未登録者（電話連絡・手紙連絡・訪問）等	⑤

2 住所未登録者のいる団体約 2,600 団体）における調査

時 期	内 容	No
平成 28 年 7 月 8 日	農林年金 → 対象団体（住所未登録者の情報提供に係る同意書 郵送）	①
同8月10日(水) 提出締切	対象団体 → 農林年金（住所未登録者の情報提供に係る同意書 郵送提出）	②
平成28年8月17日(水) (同意書提出後)	農林年金 → 県内団体（個別団体【未請求者】住所未登録者リスト・マニュアル郵送） ※ 平成 28 年 8 月 17 日(水)～農林年金ホームページで更新データ掲載予定(月1回更新) ※ 【未裁定者】住所未登録者リストは、10 月以降に送付。	③
	対象団体 → OB会・同期友人等への働きかけ（OB会名簿・同窓会名簿等での調査など）	④
	対象団体、OB 会・同期友人等 → 住所未登録者（電話連絡・手紙連絡・訪問）	⑤
	住所未登録者 → 農林年金 へ電話	⑥
	農林年金 → 住所未登録者（住所登録用紙 郵送）	⑦
	住所未登録者 → 農林年金（住所登録用紙 郵送提出） ※ 基礎年金番号未登録の場合は、基礎年金番号の分かる書類の添付	⑧
		⑨
	※ 以下、支給開始年齢以上の場合 農林年金 → 住所未登録者（年金請求書の送付）	⑩
	住所未登録者 → 農林年金（年金請求書の提出）	⑪
	年金決定・送金	⑫

※住所が判明した場合、個人情報に関わることから「ご本人から農林年金へ電話連絡いただく」ことを基本とします。
なお、ご本人がすでに死亡していると思われる等調査困難な場合は団体からのご報告をお願いいたします。

3 住所未登録者調査にかかる広報・周知について

団体の広報誌に住所調査の記事を掲載していただく(版下原稿を農林年金から提供)方法等を検討しています。

4 団体から住所未登録者への連絡方法（例）

- 例 1 学校同窓会名簿・OB会名簿等によるご連絡
- 例 2 同期入会等ご友人等からのご連絡（年賀状交換をされているご友人等）

5 住所未登録者調査の連絡先

農林年金管理徴収課 ☎ 03-6811-0550

■ 住所未登録者調査の概要図

